

【三井住友海上メットライフ生命保険株式会社】

7月1日より新たに5つの金融機関を通じて販売開始

7月1日
販売開始

<新規取扱開始金融機関>

株式会社栃木銀行 / 販売開始商品「Orchard (オーチャード)」

福岡ひびき信用金庫 / 販売開始商品「百花凜々プレミアム (ひゃっかりんりんプレミアム)」

<追加取扱開始金融機関>

株式会社茨城銀行 / 販売開始商品「百花凜々プレミアム (ひゃっかりんりんプレミアム)」
「Over Drive (オーバードライブ)」

株式会社群馬銀行 / 販売開始商品「百花凜々プレミアム (ひゃっかりんりんプレミアム)」

株式会社トマト銀行 / 販売開始商品「MONTAGNE (モンターニュ)」

三井住友海上メットライフ生命保険株式会社(本社:東京都、取締役社長:栗岡 威)は、7月1日より、上記の通り各銀行を通じて、定額・変額個人年金保険の販売を開始いたします。

「Orchard」の主な特徴

～特別勘定終身年金特約(07)付変額個人年金保険(2005)～

(1)「すぐに」受取れる

契約日より1年後から年金を受取ることができます。

契約時の被保険者の年齢に応じて年金額を算出(基本保険金額の3.1%～4.4%)します。

(2)「ずっと」受取れる

被保険者が生存中、一生にわたって年金を受取ることができます。

(3)運用成果に応じて年金額が1年ごとにステップアップ

年金受取期間中も特別勘定での運用を継続。運用成果に応じて1年ごとに受取年金額がステップアップする可能性があります。

(4)受取総額100%保証

積立期間中は死亡保険金として一時払保険料(基本保険金額)の100%が最低保証されます。また、年金受取期間中に被保険者がお亡くなりになった場合には、既払年金累計額と死亡一時金を合算した金額(受取総額)において、一時払保険料(基本保険金額)の100%が最低保証されます。

※商品の概要については、添付の関連資料『「Orchard(オーチャード)」商品概要』をご参照ください。

【Orchard のリスクについて】

この保険は、払込みいただいた保険料を投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額、および年金額等が変動(増減)するしくみの生命保険商品です。

特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

【お客さまにご負担いただく費用について】(ご負担いただく費用の合計は、以下を足し合わせた金額となります。)

- ご契約時……………契約初期費用として、一時払保険料に対して 3%を特別勘定への繰入前に控除します。
- 積立期間中……………保険関係費として、特別勘定の積立金額に対して年率 2.90%/365 を乗じた金額を毎日控除します。また、資産運用関係費*として、特別勘定の資産残高に対して年率 0.315%程度(消費税込)/365 を乗じた金額を毎日控除します。
- 年金受取期間中……………保証金額付特別勘定終身年金での受取期間中も特別勘定で運用するため、積立期間中と同様の保険関係費および資産運用関係費が控除されます。
- 解約・一部解約時……………契約日(増額部分については増額日)から解約日までの年数が 10 年未満の場合には、契約日(増額日)からの経過年数に応じて 4%~1%を解約控除対象額(解約の場合は基本保険金額、一部解約の場合は一部解約請求金額)に乘じ、その金額(解約控除額)を積立金額から控除して払戻金としてお支払いします。

※一般勘定で運用する年金種類に変更した場合には、年金受取期間中に年金管理費として、年金受取額に対して 1.0%を年金受取日に責任準備金から控除します。

*資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

【ご注意ください事項】

- 受取総額の保証率は課税前のものであり、課税後の受取総額によってはこの保証率を下回る可能性があります。
- 運用実績によっては年金額がステップアップしない場合があります。

※ 「Orchard」の主な特徴を記載したものです。詳しくは「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をご覧ください。

※ 特別勘定終身年金特約(07)付変額個人年金保険(2005)「Orchard」に関する詳細な情報については、当社ホームページ(<http://www.msi-metlife.com/>)をご覧ください。

「百花凜々 プレミアム」の主な特徴

～変額個人年金保険(2005)＜保証金額付特別勘定終身年金特約＞～

(1)「すぐに」受取れる

契約日より最短1年後から年金を受取れます。

(2)「ずっと」(一生涯)受取れる

被保険者が生存中、一生涯にわたって年金を受取ることができます。

(3)運用成果に応じて1年ごとに受取年金額がステップアップ(「加算年金1年更新特則」)

年金受取期間中も特別勘定での運用を継続。運用成果に応じて1年ごとに受取年金額がステップアップする可能性があります。また5年ごとのステップアップを選択することもできます。

(4)受取総額100%保証

積立期間中は死亡保険金として一時払保険料(基本保険金額)の100%が最低保証されます。また、年金受取期間中に被保険者がお亡くなりになった場合には、既払年金累計額と死亡一時金を合算した金額(受取総額)において、一時払保険料(基本保険金額)の100%が最低保証されます。

【百花凜々プレミアムのリスクについて】

この保険は、払込みいただいた保険料を投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額、および年金額等が変動(増減)するしくみの生命保険商品です。

特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

【お客さまにご負担いただく費用について】(ご負担いただく費用の合計は、以下を足し合わせた金額となります。)

- ご契約時……………契約初期費用として、一時払保険料に対して3%を特別勘定への繰入前に控除します。
- 積立期間中……………保険関係費として、特別勘定の積立金額に対して年率2.30%/365を乗じた金額を毎日控除します(加算年金1年更新特則を付加した場合、年率2.45%/365)。また、資産運用関係費*として、特別勘定の資産残高に対して年率0.315%程度(消費税込)/365を乗じた金額を毎日控除します。
- 年金受取期間中……………保証金額付特別勘定終身年金での受取期間中も特別勘定で運用するため、積立期間中と同様の保険関係費および資産運用関係費が控除されます。
- 解約・一部解約時……………契約日(増額部分については増額日)から解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日(増額日)からの経過年数に応じて4%～1%を解約控除対象額(解約の場合は基本保険金額、一部解約の場合は一部解約請求金額)に乘じ、その金額(解約控除額)を積立金額から控除して払戻金としてお支払いします。
- スイッチング時……………1保険年度15回までは無料。16回目以後は1回につき2,500円の手数料が必要となります。

※一般勘定で運用する年金種類に変更した場合には、年金受取期間中に年金管理費として、年金受取額に対して1.0%を年金受取日に責任準備金から控除します。

*資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

【ご注意いただきたい事項】

- 「加算年金 1 年更新特則」を付加した場合、ご負担いただく保険関係費が上がるため、同一の特別勘定でこの特則を付加せずに運用した場合と比べ運用実績に差が生じます。また、この特則は、ご契約後解約することはできません。
- 受取総額の保証率は課税前のものであり、課税後の受取総額によってはこの保証率を下回る可能性があります。
- 運用実績によっては年金額がステップアップしない場合があります。

※ 「百花凛々 プレミアム」の主な特徴を記載したものです。詳しくは「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をご覧ください。

※ 変額個人年金保険(2005) <保証金額付特別勘定終身年金特約>に関する詳細な情報については、当社ホームページ(<http://www.msi-metlife.com>)をご覧ください。

「Over Drive」の主な特徴

～運用成果自動確保特則付年金総額保証型特別勘定年金特約付変額個人年金保険(2005)～

(1) 目標値の設定

- ・ 契約時に目標値を設定
- ・ 目標値(%)の設定は基本保険金額(一時払保険料)の120%、130%、140%、150%

(2) 運用成果を自動確保

- ・ 積立期間は10年
- ・ 契約日より3年経過以後、10年以内の積立期間中に積立金額が目標値に到達した場合、運用成果を確保。自動的に一般勘定に移行し、確定年金(年金受取期間:10年)の受取を開始。また他の一般勘定で運用する年金種類もしくは一括受取に受取方法を変更することも可能

(3) 年金受取総額 105%保証

- ・ 10年の積立期間中に積立金額が目標値に到達しなかった場合は、年金総額保証型特別勘定年金(年金受取期間:15年)での年金受取を開始
- ・ 年金総額保証型特別勘定年金の受取期間満了を迎えることで年金受取総額として基本保険金額(一時払保険料)の105%を最低保証

※商品の概要については、添付の関連資料『「OverDrive(オーバードライブ)」商品概要』をご参照ください。

【Over Drive のリスクについて】

この保険は、払込みいただいた保険料を投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額、および年金額等が変動(増減)するしくみの生命保険商品です。

特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

【お客さまにご負担いただく費用について】(ご負担いただく費用の合計は、以下を足し合わせた金額となります。)

- ご契約時……………契約初期費用として、一時払保険料に対して3%を特別勘定への繰入前に控除します。

- 積立期間中…………… 保険関係費として、特別勘定の積立金額に対して年率2.50%/365を乗じた金額を毎日控除します。また、資産運用関係費*として、特別勘定の資産残高に対して年率0.268%程度(消費税込)/365を乗じた金額を毎日控除します。
- 年金受取期間中…………… 年金受取総額保証型特別勘定年金での受取期間中も特別勘定で運用するため、積立期間中と同様の保険関係費および資産運用関係費が控除されます。
- 解約・一部解約時…………… 契約日から解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じて4%~1%を解約控除対象額(解約の場合は基本保険金額、一部解約の場合は一部解約請求金額)に乘じ、その金額(解約控除額)を積立金額から控除して払戻金としてお支払いします。

※目標値に到達し確定年金で受取る場合、または一般勘定で運用する年金種類に変更した場合には、年金受取期間中に年金管理費として、年金受取額に対して1.0%を年金受取日に責任準備金から控除します。

*資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

【ご注意いただきたい事項】

- 契約後3年以内に目標値に到達しても運用成果は確保されません。
- 一般勘定で運用する年金種類で受取る場合の年金額は、年金原資、および移行日または年金受取開始日における基礎率(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。
- 年金受取総額の最低保証は、年金総額保証型特別勘定年金の受取期間満了を迎えることにより保証されますので、年金受取開始時や年金受取期間中に一括受取や一般勘定で運用する年金種類に変更した場合には、年金受取総額の最低保証はありません。

「MONTAGNE」の主な特徴

～通貨選択型個人年金保険～

(1)選んでふやす

米ドル、豪ドル、日本円。合計3種類の通貨から契約通貨をお選びいただけます。
一時払保険料は、日本円でも入金することができます。(円入金特約)

(2)しっかりふやす

ご契約時の予定利率で、お選びいただいた通貨に基づき複利運用されます。
毎年の運用収益分を引出すことができます。

(3)選べる積立期間

米・豪ドル建ては3年、5年、7年、10年から積立期間を選択できます。円建ては10年のみ。

(4)選べる受取方法

4種類の年金受取方法、または一括受取の中からお選びいただけます。年金受取開始日を繰延べることができます。

【MONTAGNE のリスクについて】

この保険は、外国為替相場の変動による影響を受けます。したがって、死亡保険金、解約払戻金、年金、および一部引出金を契約通貨以外に換算した際には、為替相場の変動により保険契約締結時の同通貨に換算した額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。
この保険を解約する場合、資産運用(債券など)の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。具体的には、契約時点よりも市場金利が高くなると市場価格は下落し、逆に契約時点よりも市場金利が低くなると市場価格は上昇します。したがって、解約払戻金は市場金利の状況により増減することとなります。

【お客さまにご負担いただく費用について】

- ご契約時…………… ご契約時にご負担いただく費用はありません。
- 積立期間中…………… 積立期間中に適用される予定利率は、指標金利であるスワップレートから保険契約の維持費用および死亡保障の費用をあらかじめ差引いた利率であるため、積

立期間中にご負担いただく費用はありません。なお、このスワップレートは通貨および積立期間によって異なります。

- 年金受取期間中…………… 年金管理費として、年金受取額に対して 1.0%を年金受取日に責任準備金から控除します。
- 解約時…………… 解約時の積立期間および契約日から解約日までの経過年数に応じた所定の解約控除率(最大 9%~1%)を解約日の保証基準価格に乘じ、その金額(解約控除額)を市場金利の変動状況を反映して計算した市場調整価格から控除して払戻金としてお支払します。
- 外国通過で契約を締結することで生じる費用
 - 一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外国通貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
 - 円入金特約により、円貨で一時払保険料を入金される場合の円入金特約レート(TTS)は、仲値(TTM)に対して50銭を含んだレートとなります。
 - 円支払特約により、円貨で保険金等を受取る場合の円支払特約レート(TTB)は、仲値(TTM)に対して50銭を差引いたレートとなります。

【ご注意ください事項】

- 将来受取る年金額は、年金原資および年金受取開始日における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。
- ご契約時に適用され、積立期間中の運用基準として適用される予定利率は、原則毎週変更されますので、ご契約時は必ず最新情報をご確認ください。(ご契約時に適用される予定利率は、契約日・契約通貨・積立期間により異なります)

※ 「MONTAGNE(モンターニュ)」の主な特徴を記載したものです。詳しくは「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※ 通貨選択型個人年金保険「MONTAGNE(モンターニュ)」に関する詳細な情報については、当社ホームページ(<http://www.msi-metlife.com/>)をご覧ください。

本件に関するお問合せ先

三井住友海上メットライフ生命保険株式会社

営業企画・マーケティング部 山本 崇重 TEL:03-3279-9243

企画・総務部 佐藤 稔 TEL:03-3279-9276

Orchard

特別勘定終身年金特約(07)付変額個人年金保険(2005) [オーチャード]

オーチャード

「Orchard」商品概要

特別勘定終身年金特約(07)付変額個人年金保険(2005)

契約年齢(被保険者の満年齢)	51歳～80歳					
保険料払込方法	一時払のみ					
基本保険金額 (一時払保険料)	300万円以上5億円以下(1万円単位)					
積立期間	1年					
特別勘定	バランス35					
特別勘定の資産比率	国内株式20%、外国株式15%、国内債券35%、外国債券30%					
スイッチング (積立金の移転)	取扱いません					
年金種類	保証金額付特別勘定終身年金					
年金受取期間	終身					
年金額	契約時の被保険者の年齢	51～53歳	54～56歳	57～59歳	60～62歳	63～65歳
	基本年金額の算出率 (基本保険金額に対して)	3.1%	3.2%	3.3%	3.5%	3.6%
	契約時の被保険者の年齢	66～68歳	69～71歳	72～74歳	75～77歳	78～80歳
	基本年金額の算出率 (基本保険金額に対して)	3.8%	4.0%	4.1%	4.3%	4.4%
年金種類の変更	所定の条件のもと特別勘定で運用する年金から一般勘定で運用する年金への変更が可能					
	年金種類		年金受取期間(保証期間)			
	確定年金		5年、10年、15年、20年			
	年金総額保証付終身年金		終身			
	保証期間付終身年金		終身(5年、10年、15年)			
保証期間付夫婦年金		終身(5年、10年、15年)				
諸費用	契約初期費用	一時払保険料の3%				
	保険関係費	積立金額に対して年率2.90%				
	資産運用関係費*	特別勘定の資産残高に対して年率0.315%程度(消費税込)				
	年金管理費	一般勘定で運用する年金種類の年金受取額に対して1.0%				
解約控除率	4～1%(10年未満)					
クーリング・オフ	クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象					

*資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

*資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

「百花凛々 プレミアム(ひゃっかりんりん プレミアム)」商品概要

変額個人年金保険(2005) <保証金額付特別勘定終身年金特約>

契約年齢(被保険者の満年齢)	51~75歳			
保険料払込方法	一時払のみ			
基本保険金額 (一時払保険料)	300万円以上5億円以下 (1万円単位)			
積立期間	1年以上			
選択できる特別勘定	バランス 25 バランス 37.5 バランス 50			
特別勘定の資産比率	バランス 25 (国内株式 15%、外国株式 10%、国内債券 40%、外国債券 35%) バランス 37.5 (国内株式 20%、外国株式 17.5%、国内債券 30%、外国債券 32.5%) バランス 50 (国内株式 25%、外国株式 25%、国内債券 25%、外国債券 25%)			
スイッチング (積立金の移転)	取扱います 1 保険年度 15 回までは無料。16 回目以後は 1 回につき 2,500 円の手数料が必要となります。			
年金種類	保証金額付特別勘定終身年金			
年金受取期間	終身			
年金額	契約日(増額日)から 年金受取 (開始)日までの期間	4年未満	4年以上7年未満	7年以上
	基本年金額の 算出率	3.0%	3.5%	4.0%
年金受取日の基本保険金額に対する率を記載しています。				
年金種類の変更	所定の条件のもと特別勘定で運用する年金から一般勘定で運用する年金への変更が可能			
	年金種類		年金受取期間(保証期間)	
	確定年金		5年、10年、15年、20年	
	年金総額保証付終身年金		終身	
	保証期間付終身年金		終身(5年、10年、15年)	
保証期間付夫婦年金		終身(5年、10年、15年)		
諸費用	契約初期費用	一時払保険料の3%		
	保険関係費	積立金額に対して年率2.30% (加算年金1年更新特則を付加した場合、積立金額に対して年率2.45%)		
	資産運用関係費*	特別勘定の資産残高に対して年率0.315%程度(消費税込)		
	年金管理費	一般勘定で運用する年金種類の年金受取金額に対して1.0%		
解約控除率		4~1%(10年未満)		
クーリング・オフ		クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象		

- * 資産運用関係費は信託報酬を記載しています。その他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。
- * 資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

「Over Drive (オーバードライブ)」商品概要

[運用成果自動確保特則付年金総額保証型特別勘定年金特約付変額個人年金保険 (2005)]

契約年齢 (被保険者の満年齢)	0～75 歳											
保険料払込方法	一時払のみ											
基本保険金額 (一時払保険料)	200 万円以上 4 億円以下 (1 万円単位)											
積立期間	10 年											
目標値の設定	基本保険金額の 120%、130%、140%、150% ※目標値を設定しないことも可											
特別勘定およびその資産比率	バランス 40 国内株式 20% 外国株式 20% 国内債券 30% 外国債券 30%											
スイッチング (積立金の移転)	取扱いません											
年金受取方法	積立期間中に積立金額が目標値 (目標金額) に到達した場合 ● <u>確定年金 (年金受取期間: 10 年)</u> ※第 1 回年金受取日は、目標値に到達した日の翌日 (移行日) を起算として、その翌年の応当日からとなります。 ※移行日から第 1 回年金受取日前日までの間に、年金受取人が他の一般勘定で運用する年金種類に変更することができます。											
	積立期間満了までに積立金額が目標値 (目標金額) に到達しなかった場合、または目標値を設定しなかった場合 ● <u>年金総額保証型特別勘定年金 (年金受取期間: 15 年)</u> ・年金受取総額保証: 年金受取開始日の基本保険金額に対して 105% ・年金額: 年金受取開始日の基本保険金額に対して 7% ※年金受取開始前にご案内する書面にて一般勘定で運用する年金種類に変更することができます。 ※年金総額保証型特別勘定年金 (年金受取期間: 15 年) 以外の受取方法に変更した場合、年金受取総額の保証はなくなります。 ※年金受取開始日は、被保険者が年金受取開始年齢に達した直後に到来する年単位の契約応当日となります。											
年金種類の変更 (選択できる年金種類)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年金種類</th> <th>年金受取期間(保証期間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>確定年金</td> <td>5年、10年、15年、20年</td> </tr> <tr> <td>年金総額保証付終身年金</td> <td>終身</td> </tr> <tr> <td>保証期間付終身年金</td> <td>終身(5年、10年、15年)</td> </tr> <tr> <td>保証期間付夫婦年金</td> <td>終身(5年、10年、15年)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※年金種類の変更については年金受取開始年齢等、所定の要件があります。</p>		年金種類	年金受取期間(保証期間)	確定年金	5年、10年、15年、20年	年金総額保証付終身年金	終身	保証期間付終身年金	終身(5年、10年、15年)	保証期間付夫婦年金	終身(5年、10年、15年)
年金種類	年金受取期間(保証期間)											
確定年金	5年、10年、15年、20年											
年金総額保証付終身年金	終身											
保証期間付終身年金	終身(5年、10年、15年)											
保証期間付夫婦年金	終身(5年、10年、15年)											
諸費用	契約初期費用	一時払保険料の 3%										
	保険関係費	積立金額に対して年率 2.50%										
	資産運用関係費*	積立金額に対して年率 0.268%程度 (消費税込)										
	年金管理費	一般勘定で運用する年金種類の年金受取額に対して 1.0%										
解約控除率	4～1% (10 年未満) ※積立期間中に積立金額が目標値 (目標金額) に到達した場合の一括受取には解約控除適用はありません。											
クーリング・オフ	クーリング・オフ制度 (お申込みの撤回・契約の解除) の対象											

- * 資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。
- * 資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

「MONTAGNE(モンターニュ)」商品概要

通貨選択型個人年金保険

契約通貨	米ドル	豪ドル	日本円
契約年齢（契約日における被保険者の満年齢です。また積立期間によって異なります。）			
3年	0～87歳		お取扱いいたしません。
5年	0～85歳		
7年	0～83歳		
10年	0～80歳		
保険料払込方法	一時払のみ		
積立期間	3年、5年、7年、10年		10年
基本保険金額（一時払保険料）			
最低	2万米ドル (1米ドル単位)	3万豪ドル (1豪ドル単位)	200万円 (100円単位)
最高 (契約日における被保険者の満年齢によって異なります。)	【75歳以下】 500万米ドル、もしくは契約日時点の円換算額5億円のいずれか低い金額 【76歳以上】 100万米ドル、もしくは契約日時点の円換算額1億円のいずれか低い金額	【75歳以下】 750万豪ドル、もしくは契約日時点の円換算額5億円のいずれか低い金額 【76歳以上】 150万豪ドル、もしくは契約日時点の円換算額1億円のいずれか低い金額	【75歳以下】 5億円 【76歳以上】 1億円
年金種類			
年金種類と 年金受取開始年齢の 範囲	<ul style="list-style-type: none"> 確定年金（年金受取期間：5,10,15,20,25,30年）：3歳～90歳 年金総額保証付終身年金：50歳～90歳 保証期間付終身年金（保証期間：5,10,15年）：50歳～90歳 保証期間付夫婦年金（保証期間：5,10,15年）：50歳～90歳 <p>※確定年金における最終年金受取日は、被保険者の年齢が105歳以下であることが必要です。 ※「保証期間付夫婦年金は年金受取開始前にご案内する書面にてご選択いただけます」</p>		
年金受取開始の繰延べ	年金の受取開始日を繰延べることが出来ます。		
繰延べ期間	1年刻み		
繰延べ可能範囲	被保険者の年齢が90歳まで繰延べることが出来ます。		
通貨の転換	繰延べ時に他の通貨に転換できます。		
一部引出機能	毎年、運用収益分のうち、一部引出金額を解約控除なしに引出することができます。		
解約	年金受取開始日前であればいつでも、ご契約を解約して払戻金を受取ることができます。		
解約払戻金額 (解約時の受取金額)	解約払戻金額＝市場調整価格－解約控除金額		
市場調整価格	解約日の保障基準価格－市場調整額 ※詳しくは「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。		
解約控除金額	解約日の保障基準価格×解約控除率（9%～1%）		
クーリング・オフ	クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象です。		